

生費の弾力性が小であること²³⁾、(5)交通費の弾力性が小であることの点ではほぼ時系列弾力性における特色と一致している。しかもこのような特色が1953年値よりも1963年値により明瞭に表われている。このような特色が近い将来解消して国際的な消費パターンに近づくか、またその逆にわが国独自の消費パターンを維持するかは今後の研究において充分注目されなければならない。ただ、食料費の支出型におけるわが国独自の傾向は、消費支出の中で食料費のしめる地位より考えて極めて重視されなければならない。この意味では、近年の家計調査でエンゲル係数の上昇が見られたという事実は充分注目されてよからう。

[IV] 結語

以上の分析は、費目別消費支出分析の国際比較のための極めて準備的な作業である。分析に使用された各種のモデルは、現在エンゲル関数分析のレベルからみればあまりにも単純なものであるし、貨幣換算の方法も便宜的な手法を用いている。このような点をより厳密に修正していけば本文の結論も若干変化するかもしれないし、その帰結の説得力も増大するであろう。更に、本文において、弾力性の国家間の差等を説明するにあたって、米ドル換算の1人当り消費支出レベルの相違を使用してきた。例えば、社会保障制度の効果が最も明確に現われる家賃地代や、医療への支出を除外した消費支出を基準として考えてみることも出来るかもしれないし、ストックを表わす諸変数を説明要因として追加することも考えられよう。このような意味では本論の分析は非常に不完全なものであり、将来の研究のための原材料を提供したにとどまるといえるかもしれない。このような制約にもかかわらず、本論ですらある程度の結論が得られたということは、今後この種の分析をすすめるうえでの1つのヒントを与えているともいえよう²⁵⁾。

[溝口 敏行]

23) わが国の家計調査に含まれる「保健・衛生費」には、健保等の保健機関による医療費支払が含まれていない。第1表の対象時期は健保が充実した期間であるから、時系列弾力性は低下する傾向がある。

24) 1953年値と1963年値の保健・衛生費の弾力性には大きな差がある。この事実は、注24)で論じられた仮説を裏付けているといえるかもしれない。

25) 本来ならば使用データ表を付すべきであるが、データ数100が近くを数えるため限られた紙数でとりあげることは不可能であるので省略する。

II 社会保障費の国際比較

1. はしがき

溝口氏の分析において、国際比較における消費支出パターンの差を説明する追加要因として指摘されている社会保障制度の整備状況は、生活水準の問題に貯蓄の側から接近するとき、より直接的な関連をもって考察される。溝口氏自身、本調査に先立つ諸論文において、この点を指摘し、「勤労者世帯貯蓄率の国際比較」¹⁾において見出された、勤労者世帯の貯蓄率差の説明要因として、社会保障制度との関連に注目する。たとえば「社会保障制度が充実しているといわれているノールウェーの貯蓄率が低い」ことや、わが国の保障水準が西欧諸国に遅れていることによつて、「わが国の貯蓄率の高さはあるていどまで説明できる」(傍点江見)点などの指摘である。

問題は、個人貯蓄率と社会保障制度とのあいだに有意な相関を認めんとするこの仮説を、社会保障制度発展の種々の段階に位置している外国間の比較として、また社会保障制度の急速な拡充過程にある国については、その拡充に伴う経験値として、実証できるかどうかということである。かつて小宮隆太郎氏は、個人貯蓄率の国際比較(1950-60)に関連して日本の個人貯蓄率が著しく高い事実に注目すると同時に、なぜ日本の貯蓄率が高いかについて、従来通説的に挙げられている6つの説明因にコメントを加えている²⁾。そのうちの(V)として「国際比較において社会保障給付費が国民所得に占める比率と個人貯蓄率との間には何らの関係も認められない。日本において社会保障制度の発達がおくれているために個人貯蓄率が高いという説には十分な根拠がない」(傍点筆者)とし、その所説を裏づけるために、国民所得に対する社会保障給付費の比率、GDPに対する政府から家計への移転支払いの比率とを、平均貯蓄性向と並べて国際比較をし、「国民所得に占める社会保障給付費の比率と個人貯蓄率とが無関係であることは1目瞭然」としている。

以上の例のように、家計調査資料中心にアプローチして、社会保障制度の個人貯蓄率に与えるに肯定的な溝口氏の分析と、マクロ的接近によって否定的な結論をとっている小宮氏の見解とを、どのように総合的に理解したらよいか、これが筆者の出発点における問題意識であっ

1) 文献[Ⅲ・3]

2) 文献[Ⅲ・1] p. 160, p. 167.

た。この問題に接近するためには、何よりもまず社会保障制度そのものが国民生活に与えている機能の実態に注目し、それが国際的に見て、たとえば(社会保障給付費)/(国民所得)というような形でどこまで、またいかなる意味で比較可能であるかを考察しておく必要がある。したがって本調査は、以上のような問題意識との関連において、生活水準の国際比較の一環としての、社会保障費の国際比較へ接近するための予備的考察である。

2. 社会保障費の国際比較についての問題点

社会保障費の国際比較というテーマについては、戦後日本における社会保障制度の充実を先進国レベルに近づけたいという政策目標と、他方ILOなどの国際機関を中心とする社会保障費の国際比較についての統計資料の整備につれて、研究者の恰好の題目となり、すでにいくつかの先駆的関連論文に接することができる³⁾。

そこで社会保障の国際比較にさいして、いかなる問題点があるかを明らかにしておかなければならない。まず社会保障制度の持つ内容は、それぞれの国の社会経済的背景、歴史的沿革によって制度全体としての成熟度、保障の重点領域を異にし、また個別的保障の内容、範囲、形式は必ずしも同一ではない。したがって社会保障費という形で一括した取扱いによる比較には、かなりの留保が必要である。厚生白書がこの点に注目して、(1)制度の種類、(2)適用の範囲、(3)給付内容、の3点を指摘しているのは妥当である⁴⁾。たとえば、社会保障制度の事故別実施状況を見ると、1964年現在、調査対象国112ヵ国のうち、(1)老令・廃疾・遺族78ヵ国(69.6%)、(2)疾病および出産64ヵ国(57.1%)、(3)業務災害111ヵ国(99.1%)、(4)失業32ヵ国(28.6%)、(5)児童手当62ヵ国(55.4%)となっている。したがって、このような事故種別を一括した社会保障給付水準は同一であっても、(1)や(5)のタイプに重点があるのと、(3)や(4)のタイプに重点を置くのとでは、たとえば個人貯蓄に与える影響は異なるであろう。注目すべきは業務災害がほとんどすべての国をカバーしているのに対し、失業保障の普及が少いのが目立つ。前者については大部分の国において、社会保障が業務災害から開始されたということであり、後者については後進国が未採用のためである。失業保障は先進国ではすでに定着した保障装置であり、たとえば社会保障の景気変動に対する自動安定装置とは、主としてこの保障部分をさすのであるが、後進国では失業という概念自体が確立されていないこともあり、この

制度の導入が困難であると見られる。したがって、このような場合、国際比較のためには、たとえば社会保障における失業給付率が、就業構造における雇用者比率とどのように関係しているかを予め考察しておくことが必要である。老令保障や児童手当についても、人口構造、人口増加率、およびそれに対する人口政策と家族制度などとの関連で解釈する必要があるであろう。

次に適用方式と適用範囲の問題がある。適用方式とは保障給付が公共サービス、社会扶助、社会保険の3つのうちいずれの方式をとるかであり、これは財源調達方式および適用範囲との関連で重要である。公共サービスおよび社会扶助は、主として租税を財源とするのに対し、社会保険は租税(国庫負担)と保険料(事業主および被保険者負担)を財源とし、のちに分析するように、社会保障がひとしく普及している西欧諸国において、社会扶助中心型と社会保険中心型との2群があることを知るからである。次に適用範囲とは、被保険者が被用者のみか、自営業者をも含むのか、また被保険者のほかに家族(被扶養者)をも含むかどうかである。これは制度の普及順位と関連して、社会保障の適用が、被用者保障中心と全国的保障とのあいだの、どの段階に位置するかの問題である。この点についても、社会保障の普及している先進国において、同じく社会保険形式をとる場合に、それが職域=労働保険型を中心とするグループと、地域=住民保険型をとる場合との2群があることが注目されるのである⁵⁾。社会保障給付水準の比較において、このように適用の範囲に見られる類型の相違が、水準そのものに与えている影響については、のちに言及するように十分注目しなければならない。

最後に給付内容については、給付額としての水準だけではなく、給付率、給付期間を合わせて考慮する必要があり、またそのような給付条件は負担とのバランスで考えられねばならない。負担も給付も均一であるという場合と、均一部分と所得比例部分との組合せから成っているという場合とでは、給付水準が同じでも実質的效果は異なるであろう。当然のことながら、以上のような給付内容は、事故の種別によって特性をもっているから、それらの種別に応じる比較をも合わせおこなう必要がある。

社会保障の国際比較を、全体としての社会保障給付水準という形で取扱う場合には、以上にのべたような社会経済的背景や社会保障給付の形式と内容の差を捨象し、それらの関係がすべて給付額という側面に集約されているという前提での比較である点に、予じめ留意しなければ

3) 文献 [I・(1)~(7)] を参照。

4) 文献 [1・6] pp. 69~92.

5) 文献 [I・3] p. 41.

表 1 社会保障給付と関連諸指標との比較

	社会保障 給付(B) 100万ドル	B/N 米ドル	B/L 米ドル	B/GNP %	B/Y %	Y/N 米ドル	Sp/Y %	\dot{B} (1950— 1960)%
1 オーストラリア	1,230	117	200	7.7	9.6	1,226	7.2	5.52
2 オーストリア	815	115	173	13.1	16.19	680	8.1	7.59
3 ベルギー	3,543	168	261	12.7	15.3	997	9.7	5.48
4 カナダ	3,214	176	310	8.7	11.6	1,538	6.3	9.14
5 セイロン	47	5	8	0.4	3.9	123	—	6.21
6 台湾	18	2	3	1.2	1.5	114	7.6	14.25
7 デンマーク	589	128	203	10.7	13.2	1,046	10.2	5.06
8 エル・サルバドル	11	4	8	2.1	2.4	167	—	0.25*
9 フィンランド	414	93	149	9.3	11.6	802	14.0	7.65
10 フランス	7,631	168	269	13.2	17.4	1,010	7.7	6.99
11 西ドイツ	10,378	185	275	15.4	19.9	974	12.4	11.36
12 ガテマラ	19	5	9	2.8	3.3	236	2.4	0.40
13 アイスランド	15	86	149	7.0	10.0	841	—	10.91
14 インド	382	1	2	—	1.3	68	—	3.50*
15 アイルランド	155	55	94	6.2	10.4	532	6.5	0.38
16 イスラエル	154	71	122	0.5	8.0	878	—	3.96
17 イタリア	3,825	77	113	12.0	15.2	503	2.4	10.53
18 日本	1,835	20	31	4.7	5.7	345	16.9	13.55
19 ルクセンブルグ	76	213	307	13.7	17.8	1,225	11.7	8.01
20 マラヤ	56	8	15	3.0	3.8	221	10.8	4.39*
21 オランダ	1,156	101	165	10.3	12.6	807	11.5	8.81
22 ニュージーランド	425	176	309	12.6	14.8	1,286	6.9	0.06
23 ノルウェー	412	115	183	9.9	12.9	962	8.6	7.05
24 パナマ	25	23	48	5.9	6.8	328	7.1	0.50*
25 フィリッピン	62	2	5	1.1	1.2	196	0.9	1.85
26 ポーランド	8,322	279	471	9.0	8.9	...	—	6.73*
27 ポルトガル	111	13	19	4.6	5.3	236	3.9	5.99
28 南ア連邦	257	16	29	—	4.2	379	6.1	7.33
29 スペイン	349	11	18	3.6	4.2	289	1.9	14.00
30 スウェーデン	1,493	199	302	12.2	13.6	1,466	8.7	6.76
31 スイス	603	111	170	7.2	8.2	1,339	7.4	7.77
32 ソ連	3,682	18	—	—	10.0	...	—	6.00*
33 アラブ連合	52	2	4	—	1.3	156	—	0.30*
34 イギリス	7,372	140	215	10.4	12.9	1,100	4.4	3.38
35 アメリカ	29,133	162	271	6.0	7.3	2,294	5.3	8.16
36 ベネズエラ	164	22	43	2.4	2.8	763	10.3	0.52
37 ユーゴスラビア	976	53	85	10.2	11.0	478	2.2	6.72

資料: ILO, *The Cost of Social Security 1958-1960*, 1964.

注: (1) *印はBの計算期間が1955-1960。その他フィリッピン、スペインは1958-60、ベネズエラは1959-60、ユーゴスラビアは1952-60である。

(2) 為替換算率は、日本銀行統計局『外国経済統計年報』1959(1960年版)を用いた。ソ連の国民所得を、ソ連方式に調整したアメリカの数字と対比すると、1960年現在、総額でアメリカの60%、1人当たりで50%と推定される。ソ連中央統計局『1961年ソ連邦国民経済統計集』139ページ。

ばならない。

3. 社会保障費の国際比較

以上のように異った制度を背景とする各国の社会保障費を比較するのであるから、予じめ概念や範囲を調整・統一しておく必要がある。この調整を一応施し、最も広範囲に各国を包括している代表的統計資料が、ILOの*The Cost of Social Security*(以下CSS資料と呼ぶ)であり、いずれの研究者もまずこの統計を中心にして進めているので筆者もそれにしたがう。

表1は、社会保障給付を示す指標と、他の関連経済指

標とを比較したものである。表に用いた符号は次の通り。

B=Benefit, すなわち社会保障給付;

N=総人口; L=労働力人口; Sp=個人貯蓄;

Yp=個人所得; \dot{B} は社会保障給付成長率

以上の比較表につき若干の注を示せば次の通り。

(1) 給付額を為替レートによって米ドルに換算のうえ比較することの問題点は、生活水準の国際比較に常につきまとう問題であるが、とくに社会保障のごときサービス中心の消費支出の場合、財貨中心の貿易取引にもとづく為替レートを用いることのバイアスが、一般財貨の

消費支出における比較より大きくあらわれると見られる。

(2) B/L は、そのままでは労働力人口一人当りの給付水準であるが、この場合給付 (benefits) = 社会保障収入 (receipts) と見なせば、近似的に労働者 1 人当りの負担と読んでよい。実際には負担は B/L をさらに上廻る。

(3) 社会保障給付を GNP、ないしは国民所得に比較する意味は、GNP (国民所得) を一応国民生産活動の統合的指標と見なし、豊かな国に接近するにしたがって、所得のうちより多くの部分を社会保障に割く余裕ができると見なすからである。これに関連して、CSS 資料の説明は、「市場価格による GNP はその国によって生産されたすべての財貨とサービスの市場価値」と考えられるので、「社会保障費の国際比較のためには生産要素費用による国民所得よりも GNP の方がより適切である」と認めている⁶⁾。

(4) 個人貯蓄率は、国民所得統計年鑑 (U. N., *Yearbook of National Accounts Statistics*, 以下 YNAS と略称) により (個人貯蓄)/(個人所得) として求められたが、II 部の冒頭でのべた問題意識とも関連して、社会保障制度の普及と個人貯蓄の関係を見るためである。

3.1 社会保障給付と所得水準

図 1 は、表 1 の $\frac{B}{Y}$ を縦軸に、 $\frac{Y}{N}$ を横軸にとってプロットしたものである。すなわち社会保障給付・国民所得比率と、1 人当り国民所得水準との相関を示す。問題は、この図をどのように理解するかである。篠原三代平教授は、同じく CSS 資料 (1961 年版) にもとづいて、両者の関係を図示し、これに 3 本の山形の線をあてはめて、1

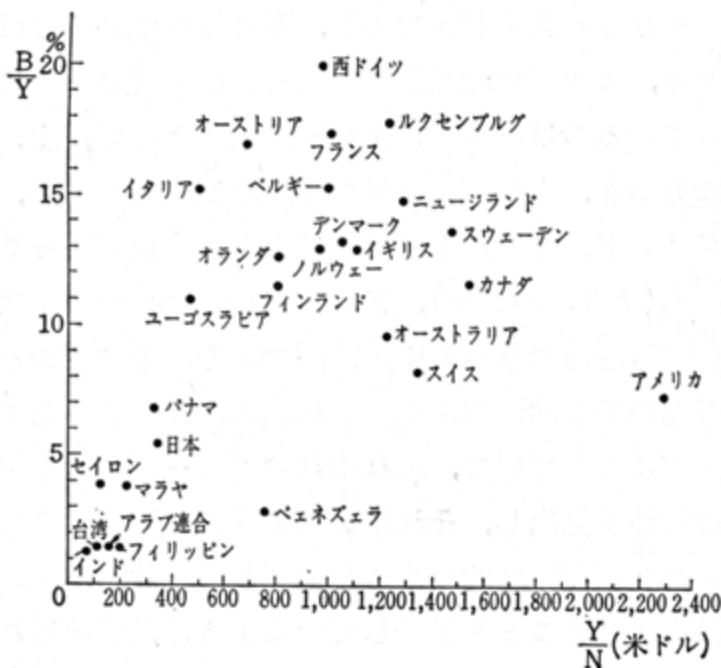
人当り所得水準 Y/N が 700 ドル (1957 年価格) くらいで、社会保障支出比率 (B/Y) が最高になっていること、あとは所得水準の上昇につれてかえって比率が低下する関係を示すと読みとっている⁷⁾。かつ 3 本の線は、社会保障における国別の制度的、構造的相違を反映する散らばりであろう、と解釈している。ここで同教授の注目するのは、次の 2 点である。

(1) 日本の所得水準が現在の西欧水準を目ざし、それにつれて社会保障水準も現在西欧の到達している水準に引き上げられるとすれば、社会保障費の伸び率は、所得水準の伸び率をはるかに超えたものにならざるをえない⁸⁾。

(2) アメリカの比率が所得水準に比して低いのは、図表には含まれていない、法令にもとづかない (non-statutory) 社会保障部分が大きいこと⁹⁾、西ヨーロッパに比してアメリカの社会保障制度への着手は遅れ、かつ各州毎の自主的計画の存在が、連邦政府による国家的・一般的制度としての社会保険の存在を形成しなかったことがあげられる。

以上の諸点は、同様のぐらふを 1960 年基準で描いた結果についても認められ、(1)、(2) は妥当な指摘である。ただし篠原教授が、「社会保障費というものはある絶対水準をこえて、あとは社会的保障でなしに私的保障に転化する部分があるのではないか」といい、その転化する領域として社会保険に注目して、社会保険支出・総社会保障支出比率を人口 1 人当り所得水準に対応させている。その結果、社会保険支出構成比率が、所得水準 700 ドルぐらゐまでは上昇を続けるが、その後は横ばいしないし低下するという発見をもつて、「あまりに「ゆたかな社会」に転化したあとは、人々は民間保険によって社会保険に代替する傾向が強くなり、アメリカをその典型だとしている¹⁰⁾。この点につき高橋長太郎教授も、同じく CSS 資料 (1964 年版) の分析をふまえて、「豊かな社会」へ接近するにつれて、最低限を超えた社会保険に

図 1 社会保障給付・国民所得比率と所得水準



資料: CSS (1964)。

6) CSS., p. 7, 訳文 [文献 IV・2] p. 7.

7) 篠原, 文献 [I・2] *op. cit.*, pp. 257~265.

8) わが国の中期経済計画では、振替所得の国民所得に対する比率を昭和 38 年度の 5.3% から昭和 43 年度の 7.0%, 45 年度には少なくとも 10% を目標とすべきだとしている。計画期間中の伸びは年率にして 17% であり、GNP の 8.1% の伸びを著しく上廻っている。(経企庁編『中期経済計画』pp. 157~158.)

9) CSS 資料 (1964 年版) も、社会保障の国際比較においては、この non-statutory schemes にもとづく部分を補完しなければならないことを認めているが、その情報が入手しがたいとあてている。

10) 篠原, *op. cit.*, p. 262.

においては、「国の単純な措置を越えても民間の自由な複雑化が行われるのは当然」であり、アメリカにおける「任意契約による自由選択項目をもった民間健康保険の擡頭」が、その事実を示しているとのべている¹¹⁾。

以上の解釈については、結論的にいって筆者も同意見であるけれども、その解釈が図1およびのちに示す図2から誘導されたものとしては若干留保をつけておかねばならない。すなわち、社会保障支出・国民所得比率にしても、社会保険支出・総社会保障支出比率にしても、それを所得水準と対比して描かれた山形の曲線について、アメリカが現在占めている位置が、決してアメリカが所得水準の上昇につれて描いて来た軌跡を示すものではない、ということである。クロスセクションで示されたぐらふの意味解釈は、各国毎の社会保障成立の歴史を捨象したものであり、したがって現在の西ドイツ、フランスなどを中心とする西ヨーロッパ諸国が、今後の経済成長につれて一そう「豊かな国」になった時に、果して社会保障支出比率を、現在のアメリカがもつ比率に近づくまでに低めてゆくとは断定できないし、また将来の日本の社会保障支出を高めてゆくにしても、3本のカーブのいずれにそってゆくのかは、にわかに断定できない。

ところで表1に示した1960年基準の社会保障費の国際比較が、篠原教授の引用した1957年基準のそれと資料的に異っている点は、掲載国が38ヶ国から48ヶ国に増加したこと、その増加国の中にソ連をはじめその他の社会主義諸国、および後進諸国が含まれていることである。このことは、社会体制の差異や経済発展段階の差が、社会保障支出・国民所得比率その他の社会保障関係指標にどのように反映しているかを知るうえで手がかりとなるものである。第2に、篠原教授が700ドルといった屈折点が、3ヶ年の経済成長で1000ドルの水準にまでシフトしていることである。それ以外の点では、この期間における各国国民所得と社会保障費の成長率に相対的な差があるとはいえ、同教授の想定はほぼ妥当する。問題は図1の観察において、3本の山形のカーブが見出されることのほかに、その他の解釈を施すこともできるという点である。すなわち、図から4つのグループが指摘される。第1は、西ドイツ、フランスを中心とする中南欧大陸グループ、第2は、イギリスを含めた北欧グループ、第4はアメリカ、カナダに代表されるグループ、そして第4はその他諸国である(オーストラリア、スイスは、ここではアメリカ・カナダ=グループに属しているように描かれているが、のちに分析するように、観点をかえ

11) 高橋長太郎, 文献 [I・1], pp. 198~199.

ればむしろ北欧グループに近い)。これらの各グループにつき、それぞれ回帰線をあてはめるとすると、第4のグループの回帰線の傾斜が最も急であり、第1、第2のグループはそれよりゆるやかで、かつ双方がパラレルに描かれるであろう。第3グループは、アメリカが右下方に飛び散っており、グループとしての同質性が少いので回帰線の引き方が決定しにくい。以上のうち、第4グループの急傾斜は、このグループの社会保障費支出が基礎的需要の充足過程にあり、したがって社会保障費支出の所得弾力性が高いグループとあってよいであろう。第2、第3グループの差は、誰もが指摘するように、制度差に帰せられるが、問題は、第4グループが経済成長によって B/Y が60%近傍に達したのち、2本の線のいずれを選択するかであり、それによって社会保障の拡充方式が異ってくると考えられる。

給付水準と所得水準との相関を、このような制度差に注目して分析したものに、藤沢益夫氏の論文¹²⁾がある(資料: CSS, 1961年版)。氏はぐらふを描くに際し、横軸の Y/N を対数にとって直線をあてはめ、次の関係式をえる。

$$B = -14.213 + 8.598 \log Y$$

ただし、 B =給付額、相関係数 $r=0.675$

この処理の意図は、散らばりの真中に1本の経験的標準式をあてはめ、実際値がその標準値より著しく離れているグループについて、それを「制度編成の原理的相違」に帰せんとするものである。したがってクロスセクション分析から、社会保障の将来動向を推測することは示唆していない。氏によれば、実際値が標準値より上に著しく離れているグループは、筆者ののべた第1グループのヨーロッパ大陸諸国であり、下に離れているのは、アメリカ、カナダの北米諸国である。標準式の線上に散らばっているのは、さらにこれを段階によって、上、中、下位に分ち、上位グループでは、北欧、イギリス、ニュージーランド、オーストラリアであり、中位グループでは中南米(チリ、パナマ)、アジア(日本、マラヤ)、アフリカ(南ア連邦)のうちの中進諸国であり、下位グループはその他の後進諸国である。藤沢氏は、そのようなグループングにもとづいて、それぞれのグループの社会保障内容の特性を見出し、それによって「図から捨象されてしまった」制度原理的なものを推測し、統計的な国際比較を補完すべきことを示唆しているように見受けられる。そこで制度面との関連で見出された、各グループの社会保障の特性は、次のように類型化される。

12) 文献 [I・3]

欧州大陸諸国型……職域=労働保険

北 欧 諸 国 型……地域=住民保険

イギリス・英連邦型……単一制度=全国民適用型

(1) イギリス……保険方式

(2) { ニュージーランド……扶助方式
オーストラリア

この類型化はきわめて巧みな整理であり、筆者もこの整理方法を利用したい。問題は、この類型化自体が示唆している国際比較上の留保事項である。たとえば北欧諸国の地域住民型は、大陸諸国の職域労働型に比較して、給付水準が見掛け上低目に出てくるという。それは地域住民型は、ナショナル・ミニマムを目ざすから、「均一処出による全国民に均一の最低生活維持を中心に制度が組織され、それ以上の必要が、自助共済・企業内福利・私保険業の任意活動に任せられ」という形になる。したがって「任意活動よりの受給分は社会保障の受給額に算入されない」ので、給付水準は平均以下にあらわれるのである。これに対し「特定職域・特定産業の労働者を中心に組織される社会保険では、給付の目的は従前の所得維持に向けられることが多く、拠出と給付は比例制をとるから大陸型制度の給付水準は平均以上に出てくる」という指摘である。これらの点は、国民生活研究所がおこなった「生活水準の国際比較」において、保健衛生指標(医師数、病床数、幼児死亡率、平均寿命)で上位にあるスウェーデンとイギリスが、社会保障比率で下位になるのに対し、フランス、西ドイツ、ベルギーなどは、社会保障比率では、上位に集まるという結果と関連をもっている¹³⁾。これらのことから藤沢氏の指摘は重要である。なぜなら社会保障費の国際比較をするさいに、制度パターンの異なる各国間の表面上の社会保障費を、国民所得水準との関連で比較すると、ミス・リーディングに陥る場合があると見られるからである。

3・2 社会保障支出の制度別構成

社会保障費を他の経済指標との相対関係で考察するとき、制度差の考慮が必要であるということは、換言すれば、制度によって給付内容のどの分野に重点が置かれているかを、明らかにしなければならぬ、ということである。これについては3つの方向での分析が考えられる。

(1) すなわち保障形式としての、社会保険、公的扶助、公共(公衆)保健サービスの3領域間のシェアの比較。

(2) 事故別に、疾病、労災、失業、家族、年金、衛生等に分けた比較。

(3) 負担と給付とのバランスを見る方法。

以上のうち、(1)の接近については、3類型のほかに、

13) 国民生活研究所、文献[Ⅱ・1]。

家族手当・公務員恩給を取出した4類型についての篠原教授の一応のファクト・ファインディングがある。筆者において要約すれば次の通り¹⁴⁾(見出しは、いずれもそれぞれの、総社会保障費に対する比率を意味する)。

(1) 社会保険支出 所得水準700ドル以上の国において、社会保険から民間保険への代替傾向が認められる。

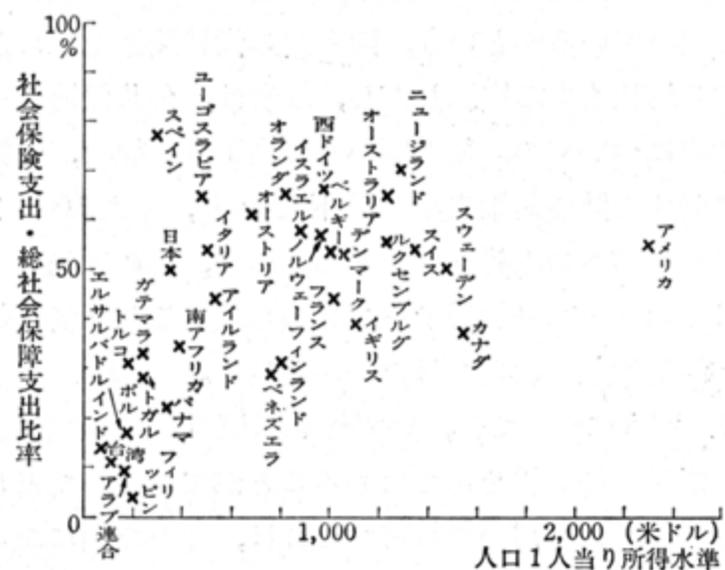
(2) 公共保健サービス 所得水準が高くなるにつれて、各国の比率は、700~800ドルを底にして、2本のU字型の曲線に乗る。ただし例外として、イギリスは曲線より上に、アメリカは曲線より下に外れる。

(3) 公的扶助費 低所得水準の国で著しく高い構成比が、400ドル水準で最低となり、それ以上で漸増する。

(4) 公務員恩給・退職手当 逆J字型の一貫した低落傾向を示す。

以上の、1957年について観察された結果の解釈は、1960年についてもほぼ妥当する。そこで筆者も、上記の4類型について、1960年の資料にもとづき作図的にフォローし、その解釈の是非を吟味したい。まず図2の社会保険支出について、散らばりの真中に標準線を想定すれば、所得水準100ドル未満の諸国から急上昇して、800ドル近傍から横這になることが認められる。ただし標準

図2 社会保険支出構成比の国際比較(1960)

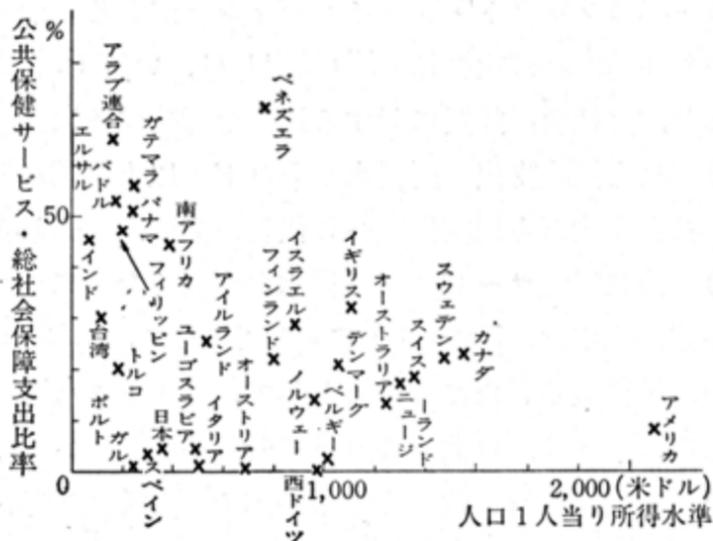


—: CSS(1964)

線の上下の散らばりが大きく、たとえば、同じ200ドル水準にあるソ連、トルコ、フィリッピン、300~400ドル水準に位置するスペイン、日本、南ア、パナマ、さらに800ドル水準にあるオランダとフィンランドなどが相互に大きな社会保険性向の開差があるかが注目される。したがって社会保険の内容をさらに分割して比較する必要があり、この図から一義的に社会保険から民間保

14) 篠原, *op. cit.*, pp. 262~263.

図 3 公共保健サービス支出構成比の国際比較(1966)



—: CSS(1964)。

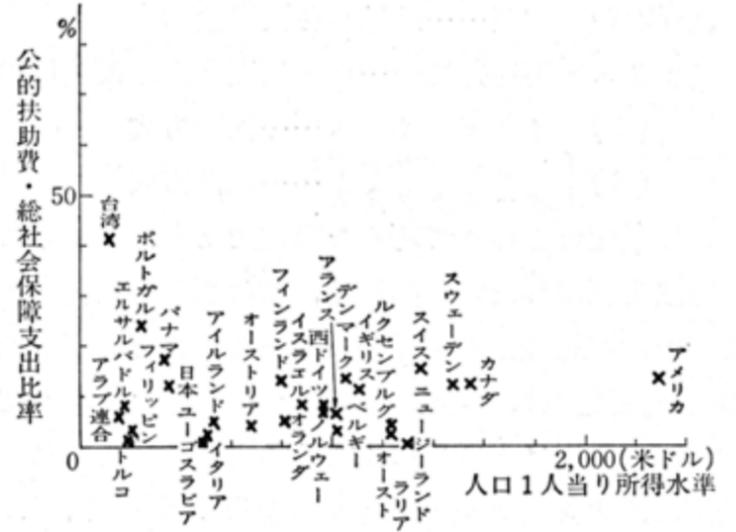
険への代替傾向を誘導しようとするには、さらに傍証が必要である。

図3の公共保健サービスについても、上方に飛び散っているベネズエラ等の例外を除けば、各国はほぼ右下りの2本の線に乗っていると見てよい。ただし所得水準700~800ドル以上で再び上昇するかどうかは、必ずしも明らかではない。イタリア、オーストリア、西ドイツなどが、横軸上0のレベルで横這いしている点が注目される。したがって図2と図3とを合わせた解釈が必要になる。この点に関連した解釈としては、社会保険中の疾病対策と公共保健サービスとしての公衆衛生のいずれに重点を置いているかという、両者間の代替関係を認めようとする解釈もある¹⁵⁾。しかし、筆者は、公共保健サービス比率についての、後進国からの右下りの線は、伝染病等に対する防疫対策支出の低下であり、また1000ドル近傍から右への上昇を認めるとすれば、それは先進国における保健・福祉施設サービスから受取る共同消費部分の相対的増加の影響ではないかと見る。

図4、図5については、いずれも篠原教授の観察が妥当し、右下りの曲線をあてはめることができる。ただし右下りののち、横這いで推移するのは、豊かな国になっても、公的扶助を必要とする階層は依然として消滅しないこと、およびそれら階層に対する扶助の最低基準は、所得水準の高い国ほど高いためと推定される。また図5の公務員についても、右下りの意味は後進国が発展の初期段階において、その振替支出が常に官吏の恩給から始まっているという経験と結びつき、また横這いについては、先進国に進むにつれて、国民経済に占める政府活動の比重もまた増大し、したがって公務員・雇用人口比率の増大が影響していると思われる。

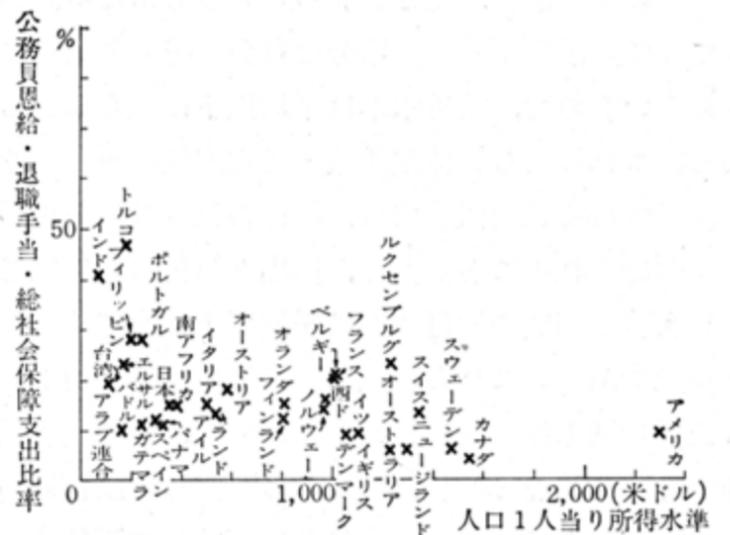
15) 高橋長太郎, 文献 [I・1].

図 4 公的扶助費構成比の国際比較(1960)



資料: CSS(1964)。

図 5 公務員恩給・退職手当構成比の国際比較(1960)



資料: CSS(1964)。

以上は、給付形式から見た4類型についてのシェアが、所得水準の差によって異なることを示しているが、要約すれば経済成長につれて公共保健サービス、公的扶助、公務員保障等の支出シェアが相対的に減少して、社会保険部分が増大することを意味している。したがって国際比較上総体的な社会保障給付を指標として選ぶときには、その給付水準がこれら保障効果の異なる各類型の総合されたものである点に留意しなければならない。

3.3 事故種別給付の構成割合

ILO資料によって、給付の事故種別の国際比較が利用できるのは、(1)疾病・出産、(2)業務災害、(3)年金(4)失業、(5)家族手当、(6)公衆(公共)保健サービス(以下公衆衛生と略称)の6形態である。このうち(1)、(2)は、それぞれをさらに医療給付と現金給付の2つに分けることができる。ここで筆者の注目するのは、各国別に見たこれら各分野のシェアの重点と、所得水準とのあいだに関連があるかどうかの検討にある。そこで、上記の6つの分野をその効果から見て、3つに類別して示す。すなわち(1)公衆衛生と疾病・出産、(2)業務災害

と失業、(3)年金と家族手当である。その理由は、(2)を職域保障、(3)を住民生活保障と見なしたこと、および(1)は職域・地域にまたがったの共通の事故に対する保障と考えられるからである。そこでこれら3分野のシェアを、所得水準の高さに関連づけて整理したものが表2である。A~Gの区分は、3分野の組合せが類似した国々をグルーピングしたものであり、うち単独の国は、特異なパターンを示す例である。各国の順序は、それぞれのグループ内では所得水準の高さの順位になっており、グループ間でもほぼその順序になっていると見てよい。

表・2 国別社会保険および類似制度の構成内容(%)

	国名	公衆保健 (a)	疾病・ 出産 (b)	小計 (1)= a+b	業務災 害・失 業(2)	年金・ 家族手 当(3)
A	アメリカ	12.3	1.8	14.1	21.9	64.0
	カナダ			29.4	21.4	49.2
		29.4				
B	スウェーデン	26.3	16.9	43.2	2.9	53.9
	スイス	24.6	21.1	45.7	11.9	42.4
	ニュージーランド	19.2	16.4	35.6	2.7	61.7
	オーストラリア	16.8	22.4	39.2	8.2	52.6
	デンマーク	26.7	11.2	37.9	8.2	53.9
	ノルウェー	17.7	31.3	49.0	7.1	43.9
C	イギリス	41.7	8.1	49.8	4.1	46.1
D	ルクセンブルグ	—	22.5	22.5	13.6	63.6
	フランス	—	26.4	26.4	65.8	65.8
	ベルギー	3.2	26.9	30.1	53.4	53.4
	西ドイツ	0.5	30.2	30.7	62.2	62.2
	オランダ	—	30.3	30.3	64.5	64.5
	オーストリア	0.7	26.2	26.9	64.6	64.6
	イタリア	1.4	23.9	25.3	66.7	66.7
E	日本	8.3	62.3	70.6	18.9	10.5
F	ソ連	24.5	37.1	61.6	—	38.4
G	パナマ	70.3	17.5	87.8	—	12.2
	マラヤ	79.5	—	79.5	1.6	18.9
	フィリピン	93.0	0.6	93.6	3.5	2.9
	アラブ連合	77.7	—	77.7	—	22.3
	セイロン	99.5	—	99.5	0.3	0.0
	台湾	72.4	14.0	86.4	2.2	11.4
	インド	76.9	4.8	81.7	1.3	17.0

資料: CSS(1964),

表 2・A

	(1)	(2)	(3)
A アメリカ・カナダ	3	2	5
B 北 欧	4	1	5
C イギリス	5	—	5
D ヨーロッパ大陸	3	1	6
E 日 本	7	2	1
F ソ 連	6	—	4
G 南アジア アフリカ	8~9	0	1~2

表 2・A のようになる(横欄の計=10として割合を示す)。

この要約表によって、A~Gのグループは、大きくA~Dのグループと、E~Gのグループとに2分されることがわかる。すなわち欧米先進国では、(3)の年金・家族手当に比重が移りつつあるのに、中・後進国ではなお公衆衛生・疾病の比重が圧倒的に高いということである。これらについては、すでに指摘した通りである。ただし欧米グループのうち、A型のアメリカは、(1)が少く、(2)とくに失業給付が相対的に高いこと、次に北欧型と大陸型との差異は、(1)の合計では接近しているが、表・2に見る構成内容において、北欧型が公衆保健に力点を置いているのに対し、大陸型がもっぱら疾病保険を中心としていることである。これは藤沢氏の指摘にもあったように、北欧は地域保険型で、コミュニティにおける公衆・環境衛生に重点を置くのに対し、大陸は職域保険型で、職域における疾病保障を中心に考えているという、2類型に対応させられるものである。イギリスの公衆保健が41.7%と著しく高いのは、イギリスの疾病保障が、社会保険から切り離されて、公衆保健サービスのほうへ組入れられているためである。したがって両者の合計で示せば、イギリスは北欧型に類似するものといえる。次にE~Gについていえば、合計としての(1)のシェアは相互に接近していても、その内容には差があり、後進諸国が公衆保健に圧倒的な比重を置いているのに対し、日本とソ連、とくに日本は医療にきわ立った傾斜をしていること、およびそのことが日本と大陸型との差異にもなっている点である。ただしソ連が日本とちがって、公衆保健に北欧型と同程度の比重をもっているのは地域住民型=平等型への志向であり、また(2)のシェア、とくに失業のそれが0になっているのは、体制の差からくるものと見てよい。以上を要約すると、表・2の(1)の内部では公衆保健サービスから医療へと進み、(2)、(3)の分野では、(2)から(3)へ、すなわち労働保障かな生活保障への傾向を読みとることができ¹⁶⁾、全体的には、(1)、(2)から(3)への拡充方向を認めることができる。ただし、すでに指摘したように、同一所得水準の国でも、それぞれの分野の組合せ方には差があり、たとえば(1)の分野で公衆保健サービスと医療のいずれに重点を置くかは、画一的なナショナル・ミニマムの水準を引き上げ、比例的部分の割合を僅少にするか、それともナショナル・ミニマムを必要最低限に抑え、それにうわ乗せする比例部分を多くするか、という国民的選択によって異なるであろう。そして一応基礎的部分の割合が多いほど社会

16) 江見康一、文献[I・7]。

化的要素が相対的に強く、比例的部分が多いほど自由化的要素が強いと見なしてよいであろう。先進諸国のグループにおいて、A, B・C, Dの3つのタイプのあいだに、上記の要素が交互に見られることに関し、これを経済成長に伴って辿る自然な発展段階と見るべきか、それとも国民的性向と見るべきかは、なお十分な検討の余地を残している。

3・4 社会保険・手当制度収入の財源別割合

3・3で考察した関係を一步進めるために、CSS資料に示された「社会保険および手当制度の収入財源」にもとづいて、先きのA~Gグループのそれぞれが、いかなる収入財源の組合せに対応するかを検討する。ただしこの資料は、広義の社会保険給付に包括的に対応する財源ではなく、社会保険給付を中心とする財源についてのものである点に留意する必要がある。表・3がこの関係を示す。表・2と比較して国のグルーピングを変えたほうがよいと思われるのは、カナダをAからBへ、またスイス

表・3 社会保険・手当制度収入の財源別割合(%)

		被保険者 (1)	事業主 (2)	国 公 費 (3)	そ の 他 (4)
A	ア メ リ カ	35.2	55.2	0.5	9.1
	カ ナ ダ	42.4	16.3	37.1	4.2
B	ス ウ ェ ー デ ン	33.6	9.1	54.7	2.6
	ス イ ス	48.5	25.9	13.5	12.1
	ニュージーランド	—	4.5	95.4	—
	オーストラリア	7.6	11.1	80.3	1.0
	デンマーク	20.8	5.6	72.6	1.0
	ノルウェー	39.8	26.7	31.2	2.3
C	イ ギ リ ス	32.9	33.2	27.7	6.2
D	ルクセンブルグ	25.9	40.6	16.3	17.2
	フ ラ ン ス	22.2	66.7	6.6	4.5
	ベルギー	23.7	42.2	26.2	7.9
	西 ド イ ツ	34.7	38.1	16.5	10.7
	オ ラ ン ダ	38.3	38.0	6.5	7.2
	オーストリア	31.3	31.3	13.9	6.1
	イ タ リ ア	12.1	12.1	17.3	6.0
E	日 本	35.2	38.6	15.2	11.0
F	ソ 連	—	39.5	60.5	—
G	パ ナ マ	38.5	34.0	7.0	20.5
	マ ラ ヤ	37.6	38.1	—	24.3
	フィリッピン	36.5	55.6	1.8	6.4
	アラブ連合	19.7	48.8	18.1	11.3
	セ イ ロ ン	—	84.8	3.1	2.0
	台 湾	28.8	45.2	9.6	6.44
	イ ン ド	48.1	47.6	1.0	3.3

資料: CSS(1964)。

をBからDへ組み替えることである。そうすると、A~Gは、大きくA~C型と、D~G型とに2分して捉えられる。D~G型は、大まかに見て、個人(被保険者)+企業(事業主)が中心であり、とくに事業主の比重が高い。こ

れは社会保障が職場における労働力の維持・保全から始まり、したがって事業主負担が要請されるからである。D型における事業主負担割合が依然大きいのは、この段階までは、職域・労働保険中心の拡充が進んだと見てよい。これに対し、B・C型では、個人+政府型に移行する。政府型、すなわち国庫負担の重点的導入は、格差解消・平等化への要請のためであり、前節で指摘した地域住民型と符節するものである。ところがA型のアメリカにおいては、再び個人+企業型への回帰が見られ、国庫負担はネグリジブルといってよい。先きの所得水準の上昇段階に見合って、自由化的要素と社会的要素の交替が見られるという仮説は、表・3では民間負担と国庫負担との交替という形に反映しているといえることができる。

4. 社会保障給付と個人貯蓄率

以上に進めて来た社会保障費の国際比較を通じて、社会保障費の充実度が個人貯蓄に与えている影響についての分析に進む。それに先立って簡単な理論的整理をしておきたい。一般に貯蓄Sは、所得Yの関数として定式化される。すなわち

$$S=S(Y)$$

これは所得効果、すなわちフロー効果のみに注目して、貯蓄が所得にプラスの関係で依存する状況を仮定するからである。しかしながら所得水準が高まった段階で、貯蓄残高が一定のレベルに到達したのちは、資産の蓄積が貯蓄にネガティブな抑制効果を与える。すなわち資産効果が発動する段階に達するであろう。J・トービンが貯蓄関数に流動資産を導入したのは、このことに関連する¹⁷⁾。

いま資産をAとすれば、

$$S=S(Y, A)$$

ところで貯蓄に影響を与えるストック変数は、流動資産のみではない。ほかにも流動資産保有に代替する資産が考えられる。もともと流動資産を保持するのは、生活不安に対処して生活の最低必要限度を維持するためであり、また個人のライフ・サイクル上の main events に対処して予想される多額の出費に備えるためである。前者には疾病、不慮の事故、災害、老齢などがあり、後者には教育や住宅への支出が考えられる。したがって、もし社会保障制度によって生活不安に対する必要最少限度が満たされれば、それに見合って流動資産からの現金化必要度は減殺されるであろうし、また公教育費や公共住宅の

17) James Tobin, "Relative Income, Absolute Income, and Saving," in *Money Trade and Economic Growth*, in honor of John Henry Williams, 1951.

供給増大が進めば、同様にこれらに対する目的貯蓄へのインセンティブは弱められるであろう。そこで流動資産を相殺する Assets として何よりも重要なのは、社会保障制度のような制度面からの保障装置と、住宅資産の2つであろう。ここで社会保障制度の存在を資産的なものとして類推するのは、マクロ的には社会保障基金の蓄積をさし、個人的には必要に応じて給付を受けうる可能限度を想定してよいであろう。

いま個人貯蓄率に影響を与える資産効果として社会保障制度のみを考え、 A をマクロ的に見て社会保障目的のために割きうる資産としよう。その場合貯蓄に与える資産効果として ΔA を考え、1人当り実資額を $\Delta A/PN$ で示そう。 $\Delta A/PN$ が増加すれば、それは個人貯蓄に抑制効果を与えるものとする、貯蓄関数は

$$S/PN = a(Y/PN) - b - c(\Delta A/PN) \dots\dots\dots(1)$$

のように示される。(1)式の両辺を (Y/PN) で割ると、

$$S/Y = a - \frac{b}{(Y/PN)} - c \frac{\Delta A}{Y} \dots\dots\dots(2)$$

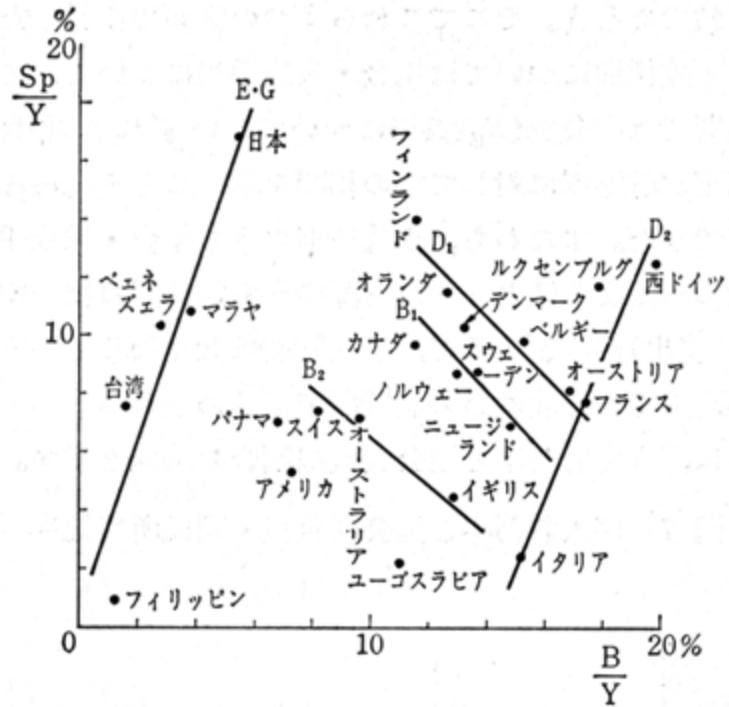
すなわち、左辺の貯蓄率に対し、もし右辺が $a - b/(Y/PN)$ だけであれば、 Y/PN の上昇につれて貯蓄率もまた上昇すべきところを、第3項で $\Delta A > 0$ の値をとれば、それは貯蓄率に抑制効果を与えることになる。

ただしここで ΔA を規定するものとして、それぞれの国民がその段階で必要最低限と考える保障水準との相対的關係で考えたほうがよいかもしれない。その場合は、 $\Delta A/N$ は現実の社会保障水準 A/N と必要水準 \bar{A}/N との差と見なすこともできる。あるいはまた、望ましいと考える保障水準を、私的保障との関係で、社会保障制度がどれくらいカバーしているかという、保障の社会化率のていどと関連づける工夫も必要であろう。これらの関係はまだ十分解明されていないが、いずれにしても後進国では $\Delta A/N$ が negligible small で抑制効果をもつまでに至らず、先進国への道を歩む中進国においても、一定の社会保障水準に達するまでは、現実水準と必要水準とが共に上昇し、当分は、 $(A - \bar{A}) \leq 0$ の状態が続くであろうから、それは個人貯蓄率に対し中立的であろう。先進国に至り、保障の社会化率がかなり進んだ段階で、はじめて個人貯蓄率に影響をもつものと見られる。もちろん以上の関係は、第3項の分母にある Y との関係で影響されることはいうまでもない。

以上の理論的整理と、第3節で実証した社会保障費の国際比較上の問題点を突き合わせ、社会保障給付と貯蓄率との関係を考察しよう。

まず表・1にもとづき縦軸に $\frac{S}{Y_p}$ 、横軸に $\frac{B}{Y}$ をとって

図6 個人貯蓄率と社会保障給付国民所得比率



資料：CSS(1964)。

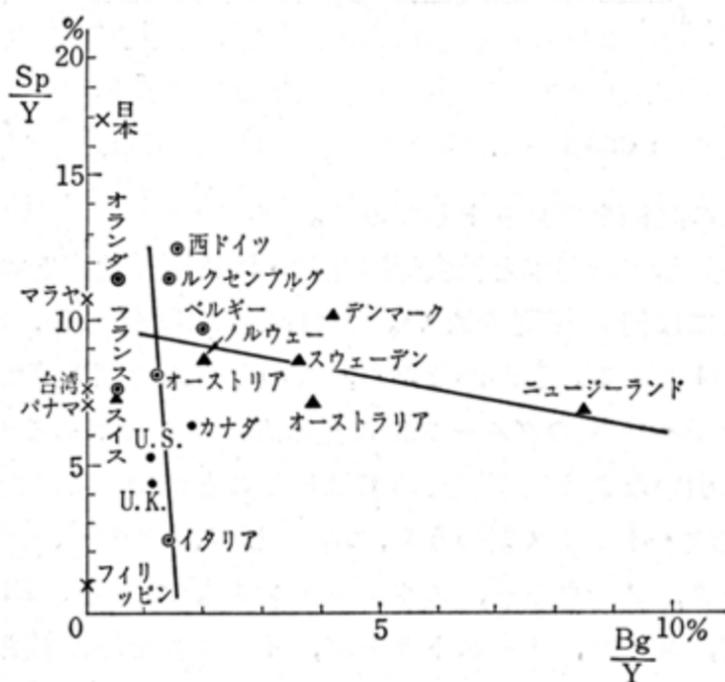
両者の関係をプロットしてみる。

一見して貯蓄率と社会保障給付・国民所得比率とのあいだには何の相関もない。この時の相関係数は、 $r = 0.1144$ である。しかしながら、このぐらふを第3節で示したA~G型のグループ毎に見ると、ラフではあるが、図に引いたような直線をあてはめることができる。ただし北欧・イギリス型のうち、 B_1 として、カナダ、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンを結ぶ線と、 B_2 として、スイス、オーストラリア、イギリスを結ぶ線の2つがあり、またDの大陸型は、 D_1 としてオランダ、ベルギー、オーストリア、フランスを結ぶ線と、 D_2 として西ドイツ、ルクセンブルグ、フランス、イタリアを結ぶ線の2本を描くことができる。一方E・G型に含まれる日本および東南アジア諸国は、右上りの急な直線上に乗っている。興味あることは、 B/Y が6%台までは右上り、それを超えると各グループ毎に右下りの直線に乗り、さらに15~16%台から再び右上りの直線をフィットさせることができるということである。右上りの直線に乗る区間は、貯蓄率が社会保障費比率と正の相関をし、その抑制効果が働かないことを示し、右下りの区間は、逆に両者が負の相関をしてその抑制効果が働くことを意味しよう。ただし同じく右下りの直線でも、EGと D_2 とでは、前者が基礎的レベルまでの充足過程であるのに対し、後者では A と \bar{A} が共にシフトし、新しいレベルへの拡充過程を進んでいるためではないかと解する。しかしながら以上のような結論を出すには、なお傍証が必要であろう。

社会保障給付が個人貯蓄率に及ぼす効果については、これを給付の種別ないしは、財源別に突き合わせる事が有効であろう。そこでこれら2つの側面で検討した結果、事故種別については年金・家族手当において、また財源別では国公費(B_g)負担において、いずれも北欧型の諸国が貯蓄率に対して負の相関を示すことを認めることができた。すなわち、事故種別のうち年金・家族手当の比重が高まるほど、また財源のうち国公費負担の割合(振替支出)が高まるほど、個人貯蓄は低くなるという関係が、少なくとも北欧型の諸国間では認められる。

図7は、うち貯蓄率と国公費負担割合の関係を示す。

図7 個人貯蓄率と国公費負担・国民所得比率



5. 補 論

社会保障費と個人貯蓄率との関係については、以上のようなクロス・セクションによる分析のほかにも、現に社会保障給付が急速に成長しつつある国について、時系列的に、給付の増大が貯蓄率に及ぼす影響を及ぼしているかを考察する方法もある。表・1のBを見ても、給付についての、1950—60年の実質成長率が示されているが、それによると台湾(14.25)、スペイン(14.00)、日本(13.55)、西ドイツ(11.36)、イタリア(10.53)などが大きい。日本の場合は、その後も成長率が上昇しているはずである。いま昭和26~39年について、個人貯蓄率、振替支出・国民所得比率、社会保障給付・国民所得比率の3系列を示せば、表・4のごとくなる。このうちあとの2者を一括的に社会保障給付の指標を示すものと見る。いま全期間を3つに分けて、(I)昭和26~29、(II)30~34、(III)35~39とすると、Iについては逆相関、IIについては順相関、IIIについては再び、微小ながら逆相関が

表・4 個人貯蓄率、振替支出・所得比率および社会保障給付・所得比率

	S_p/Y (1)%	T/Y (2)%	B/Y (3)%
昭26	11.0	2.69	—
27	9.2	3.46	4.94
28	5.1	3.66	5.49
29	8.2	5.32	6.33
30	12.3	4.91	7.08
31	12.4	4.59	7.07
32	13.5	4.55	6.57
33	13.2	4.83	6.39
34	14.2	4.97	7.87
35	16.2	4.82	6.72
36	17.3	4.87	6.72
37	15.8	5.00	6.72
38	15.5	5.37	7.38
39	15.5	5.72	7.69

資料：(1),(2)欄は経済企画庁『国民所得年報』昭和41年版。
(3)欄のBは、健康保険組合連合会編『社会保障年鑑』1955~1966年版。
注： S_p =個人貯蓄， T =振替支出， B =社会保障給付。

見られる。Iの期間は、消費そのものが戦前基準への回復過程であるからこれを除くと、問題は(III)の期間の逆相関が社会保障給付の拡充によるものかどうかということである。しかしながらこの検証には家計調査資料などをもってする傍証によって補完しなければなるまい。

6. ま と め

以上は、社会保障給付の国際比較における問題点を整理しながら、社会保障制度の普及が及ぼす意味で生活水準に影響するのかを、主として個人貯蓄率との関係を中心にして論じた。しかしながら、マクロの資料の分析からは、社会保障費が個人貯蓄に与える効果については、説得力のある結論が十分引き出せなかった。これについては、今後さらに社会保障の内容別についての分析を進めると共に、住宅水準と合わせた分析が必要であると思われる。また、溝口氏が示唆している職業別家計調査資料による研究によって補完すると同時に、各国間における所得と貯蓄についてのライフ・サイクルの型の差異に着目して、それが社会保障の型とどのように関連しているかという側面の研究が必要である。この点については次回に譲りたい。

[江見 康一]

参 考 文 献

- I. 社会保障の国際比較を中心として
- [1] 高橋長太郎「社会保障の転換」『経済研究』第16巻第3号，July 1965.

- [2] 篠原三代平「社会保障の1国際比較」『経済成長の構造』国元書房, 昭39・6。
- [3] 藤沢益夫「社会保障の国際比較」『三田商学研究』第7巻第6号, 1965。
- [4] 高橋 武「国民福祉政策の国際比較—主として社会保障について—」『国民福祉政策の基本問題』国民生活研究所研究双書・第5集。
- [5] 小沼 正「北欧諸国における社会保障費10年の歩み」『季刊社会保障研究』第1巻, 第1号, 昭40・6。
- [6] 江見康一「社会保障の動向と医療費問題」都留重人編『新しい政治経済学を求めて』勁草書房, 昭41・6。
- [7] 厚生省『厚生白書』昭和39年度版, 第2部第1章「国際比較から見たわが国社会保障と健康水準の現状はどうなっているか」。

II. 生活水準の国際比較について—社会保障との関連で注目したもの

- [1] 国民生活研究所「生活水準の国際比較」『国民生活研究』Vol. 4 No. 5, 昭40・6月号。

- [2] 国民生活研究所『国民生活の国際比較に関する研究』同研究所昭和40年度一般研究IV, 昭41・3(要約『国民生活研究』Vol. 5 No. 6, 昭41・7月号)。
- [3] 中鉢正美「生活水準国際比較の問題点」『三田学会雑誌』58巻, 1965年11・12月合併号。

III. 個人貯蓄について

- [1] 小宮隆太郎「個人貯蓄の供給」『戦後日本の経済成長』第3章, 岩波書店, 1963・12。
- [2] 溝口敏行「勤労者世帯貯蓄率の国際比較—家計調査資料による接近—」『経済研究』第17巻第2号,)April 1966。
- [3] 貯蓄増強中央委員会『貯蓄に関する世論調査』昭和40年度版, 昭40・10。

IV. 統計

- [1] ILO, *The Cost of Social Security, 1958-1960*, Geneva 1964.
- [2] 社会保障研究所『世界各国における社会保障の費用1958-1960』(同上訳書)。